

# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
10	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	富山市	1～9
		福井市	10～16
26	乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与	五條市	17～23
27	自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し	鳥取県	24～28



令和元年 地方分権改革に関する提案募集

# 医療的ケア児に対する 訪問看護の適用範囲の拡大

令和元年7月12日  
富山県富山市

# 医療的ケア児の保育・教育の必要性

- ① 乳幼児期、学童期は子どもが成長していく上で、周囲の友達と切磋琢磨し、社会性、協調性などを学ぶ時期であり、保育所や学校等での集団生活でしか得られない貴重な経験がある。
- ② 周囲の子どもに影響され、あるいは周囲の助けを受けながら、これまで出来たことより、一段階レベルの高いことに挑戦しようとする気持ちが生まれてくる。
- ③ 周囲の子どもに、「医療的ケア児を思いやる気持ち」、「様々な身体的な特徴がある人がいるということを理解する気持ち」が芽生えることが期待できる。

# 富山市における医療的ケア児の状況

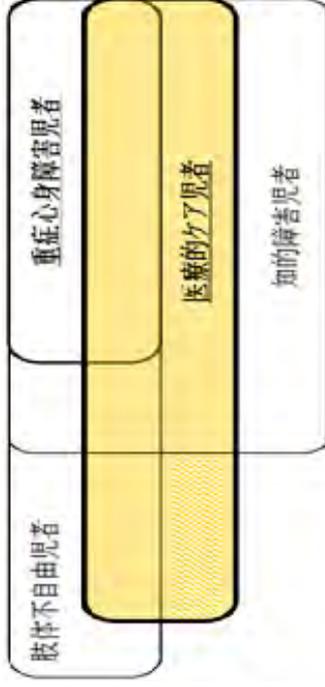
(R1. 6月 富山市福祉保健部調査)

年齢・ライフステージ別		医療的ケアの状況(複数回答あり)								人数
		経管栄養	喀痰吸引	気管切開	人工呼吸器	酸素補療法	導尿	咽頭エアー	吸入・ネブライザー	
15～18歳	高等学校	2	2	1	2	1	2	1	2	1
12～15歳	中学校	2	2		1				1	
6～12歳	小学校	4	6	4	3		2		3	4
3～6歳	未就学	7	7	3	2	3	2		1	3
0～3歳		8	2			7				
	計	23	19	8	8	11	6	1	7	15

- ・ 富山市が把握している医療的ケアを必要とする児童は、未就学児など低年齢の割合が高い。
- ・ 未就学児の医療的ケアの状況では、経管栄養、喀痰吸引等が多く、ほとんどが訪問看護を利用しながら在宅で保育を行っている現状である。(必要な医療的ケアが重複している場合が多い)
- ・ 年齢が上がるにつれ、症状が改善し、医療的ケアの必要頻度が減少する場合等もあるが、低年齢児は、ケアの必要頻度も高く、自己処置もできないため、家族にかかる負担が大きい。

# 富山市における現状

〈医療を要する児童と障害程度の関連性を示すイメージ図〉



## 在宅

### 在宅での訪問看護

- ・医療的ケアの提供
- ・家族への医療的ケア技術支援
- ・健康状態の管理など

## 児童発達支援センター等

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う

- ・常駐する看護師等が、医療的ケアに対応。

## 特別支援学校

障害児等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けながら、学習上または生活上の困難を克服し自立を図る

- ・常駐する看護師等が、医療的ケアに対応。

## 保育所、幼稚園等

児童が集団生活に支障がない状態で、医療的ケア児の受入体制が整備されている場合

- ・保護者が施設に向いて、医療的ケアを行い、他の児童と同様な活動ができるようサポート。

## 小学校・中学校

集団生活に支障がなく、医療的ケア児の受入体制が整備されている場合

- ・保護者が施設に向いて、医療的ケアを行い、他の児童と同様な活動ができるようサポート。

- ・医療的ケア児の受入れ可能な保育所や学校等が少なく、入園・入学が促進されない。
- ・保育所や学校等で医療的ケア児をサポートしている保護者の負担が大きい。